

四街道市総合計画基礎調査業務委託仕様書

1. 委託業務名 四街道市総合計画基礎調査業務委託

2. 委託等の場所 四街道市全域

3. 趣旨

本仕様書は、四街道市（以下「市」という。）が実施する四街道市総合計画基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

4. 業務目的

本業務は、四街道市総合計画（基本構想・後期基本計画）が令和5年度に計画期間の最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな総合計画の策定に向けて、本市の人口・土地利用・財政・市民意向等の基礎的事項を把握するとともに、全国的な少子高齢化の進展や人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の抱える課題等を明らかにすることを目的に調査を実施するものです。

また、国、県、本市の分野別計画等の関連計画を整理するとともに、地方創生や新しい生活様式の実践等を踏まえ、本市の新たな方向性の提案を行うものとします。

5. 委託期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

6. 委託限度額 5,086,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（提案者は、仕様書に規定する条件で積算するものとします。）

6. 業務内容

(1) 現状分析と課題の整理

- ①市の現況分析（人口、土地利用、財政、産業などの現況分析）
- ②社会経済情勢分析
- ③類似団体、近隣自治体との比較・分析
- ④国、県等の関連計画の整理
- ⑤市民の施策満足度、重要度分析（②市民意識調査結果を元に分析）
- ⑥上記を通じ、市の強みや弱みを整理・分析し、報告書を作成

(2) 市民意識調査

- ①市民（無作為抽出3,000人、回収率50%を想定）を対象に郵送にて実施
（調査票はA4:16頁程度）
- ②調査票及び礼状兼督促状はがきの印刷や郵送（発送・回収用封筒の作成、市の指定する宛名シールの準備を含む。対象者の抽出及び宛名シールへの印刷は市で実施）
- ③調査結果を集計・分析し、報告書を作成

(3) その他

- ①市の将来都市像、都市づくり、土地利用の基本的方針案を複数パターン提案
- ②関連資料の作成

7. 提出書類

(1) 委託契約締結後

- ①着手届
- ②主任技術者届、経歴書
- ③業務工程表（任意様式）
- ④担当者名簿（任意様式）
- ⑤一部再委託届（一部再委託する場合に限る。）
- ⑥打ち合わせ議事録（打ち合わせ発生後、速やかに提出すること。）

(2) 業務期間中

- ①中間報告書

(3) 業務完了後

- ①完了届
- ②成果品目録

8. 成果品

(1) 本業務における成果品は次のとおりとする。ただし、下記以外で必要と思われる資料がある場合は、成果品と共に納品するものとする。

①四街道市市民意識調査報告書等の電子データ CD-ROM 1枚

- ・報告書（A4白黒120頁程度、PDF形式及びMS-WORD形式）
- ・単純集計結果・クロス集計結果・図表等（MS-EXCEL形式）

②四街道市総合計画基礎調査報告書の電子データ CD-ROM 1枚

- ・報告書（A4白黒（地図等カラー）180頁程度、PDF形式及びMS-WORD形式）

(2) 受託者は、本業務が完了したときは、速やかに前記の成果品及び完了届を市に提出し、検査を受けなければならない。なお、提出された成果品について、訂正事項等があった場合は、検査完了後であっても市の指示に従い、訂正した成果品を速やかに市に提出しなければならない。

9. 帰属

成果品及び作業工程で作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属する。

また、これらの成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とするものとする。

10. 支払条件

本業務の支払いは、完了検査終了後、一括で支払うものとする。

11. その他

(1) 法令等の遵守

受託者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(3) 資料の貸与

受託者は、本業務を行うにあたり、市が持つ資料等について、受領している場合は、本業務終了後、速やかに返却するものとする。

(4) 疑義

仕様書の項目に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合、市と受託者が別途協議するものとする。